

6月定例県議会代表質問

2015年6月18日

日本共産党 宮川えみ子県議

宮川えみ子です。日本共産党を代表して質問いたします。

はじめに、集団的自衛権を行使するための安保法制・戦争法についてです

戦後長きにわたり、自民党政権自身が現憲法のもとでは行使できないとしてきた集団的自衛権行使を前提とした法案を、安倍政権は国会に提出しました。国会の論議が進むにつれ、この戦争法案とその推進勢力がもつ深刻な問題点と危険性が鮮明になってきました。第一に、自民・公明両党が、自らが推薦した憲法学者からも憲法違反と断定されたように、憲法を蹂躪する違憲立法だということです。

第二に、この法案を推進している勢力が、異常な対米従属を特徴としていることです。だいたい日本政府は、戦後、アメリカが国連憲章と国際法を蹂躪して実行した数多くの先制攻撃の戦争に、一度も反対したことはありません。しかもベトナム戦争やイラク戦争を支持し協力したことを検証し反省する立場もまったくないのが安倍政権です。無法を無法と言えず、アメリカによる無法な戦争に参戦することが、集団的自衛権のいちばんの現実的危険です。

第三に、過去の日本の戦争を「間違った戦争」と言えない政権が、戦争法案を推進する危険です。戦後の国際秩序は日・独・伊三国の戦争は侵略戦争であったという判定の上に成り立っています。その戦争への反省もない勢力が推進する戦争法がアジアと世界にとって危険きわまりないことは明白です。

福島県上空には3つのオスプレイ飛行ルートがあり、沖縄、横須賀・佐賀の配備だけでなく福島県も含め全土基地化も進むこととなります。政府は今年度、アメリカから17機のオスプレイを購入しますが、軍事費の拡大は復興予算や社会保障の削減にもつながり県民を苦しめることとなります。県民の暮らしと安全、復興に重大な影響を及ぼすのが「戦争法案」です。安全保障関連法案の撤回・廃案を国に求めるべきと思います。が知事の考えを尋ねます。

次に、漏れた年金情報問題とマイナンバー制度の中止を国に求めることについてです。

公的年金の個人情報大量流出事件・漏れた年金情報問題について、県民から心配の声が上がっています。生きていくのにただ一つの寄りどころの年金なのに、あまりにも管理がずさん、しっかり取り組んでほしいとの声です。

年金事業を下請け化し、個人情報125万件の大量流出を引き起こし、さらに拡大しかねない状況にあることから国と関係機関はもちろんのこと、県も市町村と協力し合いながら県民の不安を取り除き、実質的な被害を引き起こさないようにすることです。これ

らのことを踏まえて、県警察における高齢者の詐欺被害防止対策についてうかがいます。

今年 10 月より 12 桁の番号を国民に割り振る、いわゆるマイナンバー制度は今回の事件でことの重大性がより明らかになりました。年金制度が「民と官」との間での問題なのに対し、マイナンバー制度はさらに勤務先の事業所に医療情報・銀行の預金情報など個人番号を伝えることになるので「民と民と官」になり、第三者が容易に番号を知ることができ個人情報のダダ漏れが起きる危険性は年金の比ではありません。

昨年 12 月定例議会でも指摘したように、マイナンバー制度の中止・見直しを国に求めるべきですが県の考えを伺います。

次に、国の電源構成案と福島第二原発の廃炉についてです。

国の「エネルギー基本計画」に基づき 2030 年の電源構成比率は、原発比率を 20～22% にするとし、原発は事故前と同様規模で使うという案です。

再生可能エネルギー買取り制度は 2012 年 7 月に導入され、太陽光普及は 2 年半で 4 倍になりましたが、風力・小水力・バイオ・地熱がほとんど増えていません。制度に問題があるのです。日本では太陽光と風力を足して年間電力の 2% に過ぎない段階で抑制しているのですが、デンマーク・ポルトガルでは風力は 30% を導入しています。

福島原発事故でこれほどの被害を受け続けている日本が何も学ばず、ドイツを始め世界が日本の原発事故を学び再生可能エネルギーに舵を切り飛躍的に進めている時に、原発や石炭の比率を高めることは世界の流れと逆行しています。

福島原発事故から 4 年以上たっても事故原発に近づくことも収束の見通しも立たず、汚染水の管理もできず、避難者も 11 万人を越えている中、県民の気持ちを逆なでする異常な計画です。しかもコスト面から見ても核廃棄物の処分費用も計算に入れず、原発は発電コストが「低廉で安定的」と勝手に位置付けていますが、重大な事故を引き起こしたらどれほどの時間と費用がかかるかわからないのです。

原発被害を受け続けている県民の、また、再生可能エネルギー先駆けの地を目指す福島県として、原発の再稼働を前提とした国の電源構成案に反対すべきと思いますが、県の考えを伺います。

全国の原発は、事故前と比べると 11 基が廃炉決定し現在 43 基です。（現在再稼働申請している）すべての原発を再稼働させても 10 数% にしかありませんから、老朽原発の運転延長をはじめ、新增設、福島第二原発の再稼働も視野に入れていたのではないのでしょうか。「国の電源構成比率」を決めようとしている時だからこそ、福島第二原発の廃炉を国に強く求めるべきと思いますが県の考えを伺います。

次に、原子力災害からの福島復興指針の改定についてです。自民・公明の与党が 5 月 29 日に出した「第 5 次提言」のもとで、さる 6 月 7 日に 162 人の参加で開かれた、「オール福島」の県原子力損害対策協議会全体会では国と東京電力に対し、①深刻な福島の

実態を顧みない、②旧緊急時避難準備区域を置き去りにした賠償で新たな分断を持ち込む、③福島第一原発の事故収束を完全に東電任せにするなどの厳しい意見が相次ぎました。実態を見ないで終期を決めることは大問題という意見が共通でした。

ところが国は原発被害を受けた「オール福島」の声をほとんど反映させないまま、与党提言を受けて、今年12日に、「原子力災害からの福島復興の加速化に向けて」の改定・福島復興指針の改定版を閣議決定しました。これは、帰還困難区域以外の居住制限、避難指示解除準備の両区域の避難指示を2017年3月までに解除し、この地区の住民の精神的賠償は解除1年後で打ち切り、すでに解除されている田村市都路地区・川内村の旧避難指示解除準備区域も対象には加えたものの同じ扱いにするという内容です。

営業損害賠償についても、一年延ばしにするものの、これも2016年度分まで一括で支払い、その後は打ち切りという内容です。

今回の与党の第5次提言とそれに基づく政府の福島復興指針の改定は、東京オリンピックを誘致するための「汚染水は完全にブロックされている」などの首相発言の延長線にあるもので、国の都合で事実を曲げる、原発再稼働や海外輸出のためにいつまでも福島原発事故を引きずってたくない、大事故を起こしても5～6年で収束する、事故処理費用もできるだけ小さく見せたいという政府の思惑があるからでしょう。

県民の置かれている実態を見れば、後2～3年で打ち切る状況に無いことは明らかです。福島県民の真の復興を目指すなら実態を見て「一人ひとりに寄り添った人間の復興」のために必要な施策を行うべきです。福島切捨てを許さず、県民一体となって国にはっきりとものを言うことが今求められています。まず、国の福島復興指針改定に対する知事の認識を伺います。

次に、福島第一原発汚染水問題等についてです。

日本共産党国会議員団・県議団・原発県連は、5月18日に第一原発を視察しました。4年2ヶ月たつての構内は整理され落ち着いてきているように見えますが、いまだにフランジ型のタンク群が目につき、接続部のゴムパッキンは（耐用年数は5年）どうなっているのか、仮設ホースもあり、海側堤防は石積みの仮設のままです。また、人の出入りが多い免震重要棟入り口付近が毎時13・9マイクロシーベルトと高く労働者の健康管理はどうなっているのかなど、さまざまな課題があることを実感しました。

東電は5月27日、福島第一原発のタンク群にためていた高濃度汚染水60万トンの全量処理が終わったと発表しましたが、18万トンは再浄化が必要ですし、トリチウムは残っており、原子炉建屋に流入する地下水は高濃度汚染水となって一日当たり300トン増え続けています。汚染水問題等について以下質問します。

5月29日に港湾内3箇所で採取した海水の全ベータが過去最高値を更新した問題は、移送中のビニールホースに穴が開き、漏れた高濃度の汚染水が排水路を通じて海に流出したことが原因とのことですが、汚染水の移送管が仮設のまま放置されていた理由を尋

ねます。

3月21日には、5・6号機西側の道路脇の土手の枯れ草が燃える火災が起きていますが、火災の広がりには重大な事態になりかねません。道路脇の土手の火災について、原因と対策、自衛消防隊の到着に時間がかかった理由についてお尋ねします。

ナンバープレートのない車が構内を走行していましたが、発電所で構内作業に当たる車両の点検・整備についてどのように行っているのか尋ねます。

初歩的なことが改善されていない重大な問題があります。見落としがないようこれまで東電に対し申し入れた事項について、点検をする必要があると思いますが県の考えを伺います。

頻繁な汚染水漏れ、死亡事故が続く、火災も連続してありました。いったい国は何をやっているのかと批判の声が上がっています。作業も増え施設も膨大になり、作業員も7,000人が働いているといいますが、「国が前面に立つ」を言葉だけにせず、それに見合った対応が必要です。

汚染水問題等の解決に向け、原子力規制庁と資源エネルギー庁の職員増員を含め現地体制の強化を国に求め、国が前面に立つよう求めるべきですが県の考えを伺います。

次は、避難指示解除についてです。

政府の復興方針改定では、帰還困難区域を除き2017年3月までに避難指示を解除し、住民の帰還可能に、と言っていますが、従来政府が解除の条件としてきた①年間被ばく積算線量が20ミリシーベルト以下が確実であること、②電気・ガス・上下水道・主要交通網・通信など日常生活に必要なインフラや介護・郵便などの生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染の十分な進捗、③県・市町村・住民との十分な協議と意見を聞くこと、という3つの条件が果たして2～3年で満たされるのでしょうか。当該自治体の首長も期限を切った解除は問題だと述べています。県は2017年3月までに、帰還困難区域以外の区域の避難指示解除が可能と考えているのか伺います。

次に、原子力損害賠償についてです。

国が昨年12月末に営業損害賠償を打ち切る「素案」を突然打ち出したことに、業界団体をはじめ県民から批判・抗議が殺到し、「素案」はいったん撤回に追い込まれました。さる6月7日の県原子力損害対策協議会全体会では、与党の第5次提言も出された中での開催で、さまざまな意見が相次ぎましたが、避難指示区域を抱えた8町の首長さんが現状や要望をのべたうえで、2年間の集中的な自立支援での事業再開は難しいと発言しています。

福島県労連の斎藤議長は、福島県民の実態や原発事故の特性を見ていない、帰還困難区域以外を2017年3月までに解除しそれを前提に組み立てることはあまりにも強引だと発言しました。また、旅館ホテル組合の代表は、組合員が減っていることや、風評と

原発事故は因果関係があり努力して客を呼び込んでも汚染水事故などが起こるたびに影響を受け続けていると述べています。

営業損害については、2016年度まででの一律賠償打ち切りは大問題、とても認められないと損対協では多くの意見が出たように、原子力事故による商工業等に関する営業損害の賠償について、終期を決められる状況にはないと思いますが県の考えを伺います。

次に、「自主避難者」への住宅無償提供の継続についてです。15日に知事は「自主避難者」への住宅無償提供を2017年3月で打ち切ると表明しました。国からの打ち切りを求められたと言います。

自主避難者は、県内は約5000人・県外は約2万人と推計されていますが、6月6日に山形県労連などが開いた米沢市山形避難者相談会では、「山林の除染が進まず不安だ」などの声が出されたように、安心して帰られるような条件整備こそ先ではないでしょうか。全国各地の「自主避難者」の皆さんが住宅の無償化継続を求めて国や県に陳情しています。「自主避難者」への借り上げ住宅の無償提供は2017年4月以降も継続すべきだと思いますが県の考えを伺います。

次に、中間貯蔵施設についてです。

共産党県議団は地権者の皆さんと懇談を重ねてきました。地権者の皆さんは「国は原発は安全と推進してきた責任があるにもかかわらず、その立場に立っていない」「私たちがなぜ家族と分断され慣れ親しんだ故郷を追われなければならないのかという気持ちを理解していない」と言います。しかし、苦しみながらも、皆さんの多くは施設の必要性を十分認めています。

事故を起こした加害者責任は国にあるのですから、国に対し、地権者に寄り添った話し合いが進む体制作りを求めるべきですが県の考えを尋ねます。

国は担当職員を40人から60人に体制強化したと言いますが、地権者約2400人の状況からすればまったく不十分です。地権者との交渉を進めるためには、担当職員的大幅増員を国に求めるべきですが県の考えを伺います。

次に、復興財源の確保についてです。福島県の場合、原発事故でスタートラインに立つこともできない多くの避難者がいて、県民・自治体全てが被災者という認識に立ち、避難者支援など特に一人ひとりの人間の復興に係わる事業を始め、福島復興事業については、国が全額負担すべきと考えますが県の対応について伺います。

次に、介護問題についてです。

介護保険が導入されてから16年目を迎えましたが、当初言われていた介護の社会化が達成されるどころか家族介護者の負担は依然として重く、全国を見れば2004年以降

年間 10 万人以上の人が親族の介護を理由に離職し、介護を苦しめた心中・殺人事件は 2006 年以降毎年 50 件以上起きていて、しかもこれは氷山の一角にすぎないという指摘もあります。

今回の震災でその矛盾が噴き出したように、原発事故被災と避難生活によって、介護が必要になる高齢者が増えた被災市町村ほど保険料は跳ね上がりました。また、サービス利用の 1 割負担、支給限度額を超えるサービスは全額自己負担のため、低所得者ほど介護保険は使えず家族介護への依存が高まっています。福島県内においては、介護認定を受けたのは 65 歳以上の 2 割に満たず、認定されてサービスを受けるのはその 8 割程度で、限度額まで使わない・使えない人が少なくありません。

こうしたなかで昨年度、県は第 6 次介護保険事業支援計画を決定しましたが、この計画が要介護者や家族の要望にこたえられるものになっているかが問われています。入所待ち解消問題ですが、特別養護老人ホーム入所希望数と第 6 次福島県介護保険事業支援計画での定員数について尋ねます。

特別養護老人ホームの入所希望者の待機解消に向けてどのように取り組んでいくのか県の考えを尋ねます。

今年 4 月から福島県の各被災自治体が、月額 7,000～8,000 円台と全国的にも高い保険料となりました。低所得者・低年金者が介護施設や居宅サービスを利用しやすくなるよう、介護費用の軽減を図るべきと思いますが県の考えを尋ねます。

次に、子育て支援・子どもの貧困対策についてです。

安倍政権は「子育て支援」「女性の活躍」を上げながら、国や自治体の公的支援を後退させる「子ども子育て支援新制度」が 4 月から実施しました。市町村も膨大な資料に忙殺され、保護者も保育料や運営はどうなるのか心配しています。「待機児解消」をうたった新制度ですが県内都市部を中心に自治体によっては昨年を上回る待機児が出ています。

策定された支援事業・支援計画ですが、市町村計画を積み上げたものとのことですが、待機児童が多い 3 歳未満児で見ると福島市で 434 人・郡山市で 1,676 人分が不足しています。現に 5 月段階の福島市では 530 人の待機児童です。地域の保育ニーズを満たすことができるよう支援策を講じるべきですが県の考えを尋ねます。

認可保育所に入所できなければ所得に関らず一律の保育料を収めて認可外保育所に入所させなければなりません。3 歳以上児も補助対象にし、支援を強めるべきです。認可外保育所も含め、さらに保育料が軽減されるよう市町村を支援すべきと思いますが県の考えを尋ねます。

次に学校給食費無償化についてです。非正規雇用の広がりや、一人親家庭の増大など経済的に困難な家庭が増え続けています。厚労省の調査では子どもの貧困率は 16.3%

で実に6人に1人が貧困です。加えて福島県は、大震災や原発事故の被害をうけ子育て世帯の負担は大変なものがありますが、県は18歳以下の医療費無料化の継続や各種の施策を進めてきて、県内の合計特殊出生率は1.58人と2年連続して上昇しています。

県内の子育ても落ち着きを取り戻しつつありますが、さらに「日本一安心して子どもを産み育てやすい環境づくり」を目指すことを求めるものです。昨年の12月定例議会に続き、今議会でも給食費の無料化を求める請願があがっていますが、公立学校における学校給食費については、無償化すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

高校生を対象とした給付型奨学金制度を創設すべきと思いますが県教育委員会の考えを尋ねます。またその間は、貸付制度ではありますが、震災特例奨学金を県内全高校生が受けられるように、制度を拡充すべきと思いますが県教育委員会の考えを尋ねます。

自主避難している児童生徒に対し、被災児童生徒等就学支援事業が適用になるよう支援をすべきですが県の考えを伺います。

次に、マタニティハラスメントについてです。少子化対策が叫ばれている中、子どもを産んで働くことの困難さは改善されていません。生活ができないから、今の仕事を失いたくないからと妊娠をあきらめたり、子どもは一人だけという声も多く、ある産婦人科の医師は、このままでは出産を決意することさえ困難な方が多くなると訴えています。

さる5月29日の福島労働局の発表によりますと、妊娠や育児休業などに関する不利益取り扱い—マタニティハラスメントに関する相談が、昨年比14件増え51件に上ることが明らかになりました。体調不良なのに休むと失業するかもしれない、派遣なので子どもを生んで働ける環境に無いなど深刻です。企業に指導を求めることや労働環境の改善につながる問題でもあるので、働く人の権利意識の啓発なども必要です。厚生労働省は、是正勧告に従わない悪質企業は企業名を公表など指導を徹底する方針を決め全国の労働局に指示したとのことです。

マタニティハラスメント防止に向けて、県はどのような取り組みを行っているのか尋ねます。マタニティハラスメントの実態を把握すべきと思いますが県の考えを尋ねます。

次は、TPP・米価・イノシシ対策についてです。

まず、TPP問題ですが、5月30日、JA新ふくしま主催でTPP参加反対の決起集会が開かれ1,300人が参加しました。また、今月21日には、地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会主催の大規模集会が予定されています。TPP交渉で、日米両政府はこの夏に合意することを狙っていますが、全国いっせいに「国は国会決議を守れ」との声と運動が強まっています。

こうした中で、アメリカはさらに21万トンものコメの特別輸入枠を迫っています。国会決議では日本でわずかに残る高関税のコメ・麦・牛肉・豚・乳製品・砂糖の5項目

を聖域として対象外にとしていましたが、安倍首相はこの決議を無視し続けています。

わが国の農業に多大な影響を及ぼすTPP交渉からの撤退を改めて国に求めるべきですが県の考えを尋ねます。

次に米価下落対策についてですが、原発事故の風評被害を受けている福島県産米の再生産のために、米価下落対策が必要と思いますが県の考えを尋ねます。

イノシシ対策についてですが、この20年間でイノシシの被害が増え続け、原発事故後は肉を食べることができなくなり、狩猟者の意欲も減退するなど、急速に深刻さが増しています。田畑などの被害に加え子どもやお年寄りなども危険にさらされ、高速道路の事故やいわき市では国宝白水阿弥陀堂庭園まで荒らされるなど一刻も放置できない状況です。

「福島県イノシシ管理計画」を今年度からスタートさせ、5年間で十分の一に減らす計画が作られましたが、実効ある対策が求められます。岐阜県は知事が本部長となり、「猪鹿鳥無猿隊」を作り成果を上げています。

イノシシの管理について、推進体制を強化して取り組むべきと思いますが県の考えを尋ねます。また、県はイノシシ管理計画の目標達成するため、捕獲にどのように取り組むのか尋ねます。

最後に、廃炉関連産業にかかわる地元企業育成についてです。

JAEAが廃炉の研究施設を作るための試験研究施設を作っていますが、精密機械加工など「高度な技術を持った地元業者はたくさんいるがプレゼンテーションの機会も無い」と浜通りの首長さんからの話でした。本格的なことはこれからと思いますが、県は、被災地をはじめとした県内企業がロボット開発などで廃炉関連産業に参入できるように支援するのか尋ね私の質問を終わります。

答弁

内堀雅雄知事

(一、安全保障法制について。四、福島復興指針の改定について)

宮川議員のご質問にお答えいたします。

安全保障法制につきましては、わが国の防衛、安全保障政策にとって極めて重要な問題であり、国会において、慎重かつ十分な議論がなされるべきであると考えております。

次に、福島復興指針の改定につきましては、イノベーション・コスト構想も含めた福島12市町村の将来像の策定、事業者の事業再建に向けた支援策の拡充、営業損害賠償等への適切な対応が明記されているなど、国が、福島復興に取り組む姿勢を表したもの

と受け止めております。避難地域は今も厳しい状況に置かれており、解決すべき課題は山積しておりますが、避難地域の復興・再生を進めるため、さらには、本県全体の復興を推し進めるため、その財源確保を含め、改定指針の実現に国が責任を持って取り組むことを引き続き強く求めてまいります。

二、漏れた年金情報問題とマイナンバー制度について

企画調整部長

マイナンバー制度につきましては、国民生活にとって重要な社会基盤となる制度であることから、セキュリティ対策の強化等について、全国知事会などから、国に対して重ねて要請等を行ってきたところであります。今回、日本年金機構から個人情報漏えいしたことを受け、全国知事会として、各都道府県の意見や要望を集約し、6月11日に国に対し、セキュリティ対策を総点検し、国民の信頼が得られる安全対策を示すことや、情報漏えいが発生した場合の対応として、被害の拡大防止対策を講じることなどを改めて緊急に要請したところであります。

警察本部長

高齢者の詐欺被害防止対策につきましては、高齢者が最も多く詐欺被害に遭っているのが「なりすまし詐欺」であることから、これまで、各種対策を推進しております。具体的には、高齢者宅への特別巡回連絡や、地区の老人クラブ、町内会の会合に出向いて、高齢者への広報啓発活動に努めているほか、高齢者が利用する機会の多い、金融機関、医療機関、宅配・タクシー業者等に働き掛けて、高齢者が被害に遭いにくい環境づくりに努めているところであります。県警察といたしましては、今後も、様々な手口への対応要領等について、分かりやすい広報啓発を行うなど、高齢者の詐欺被害防止を図ってまいります。

三、国の電源構成案と福島第二原発の廃炉について

企画調整部長

国の電源構成につきましては、東京電力福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において、検討されるべきものと考えております。

次に、東京電力福島第二原発の廃炉につきましては、これまで国及び東京電力に対し、繰り返し求めてきており、今月12日に実施しました要望活動においても、国の責任において廃炉を決定することを知事から官房長官や経済産業副大臣に対し、直接要請を行ったところであります。今後とも、あらゆる機会を捉えて、粘り強く求めてまいる考えであります。

四、福島復興指針の改定について

危機管理部長

東京電力福島第一原子力発電所の汚染水の移送配管につきましては、仮設から恒久設備への取替え工事を昨年から進めていたものの、同じ地区内で進められている凍土遮水壁の工事等の影響により、本設化が進まず、仮設のままになっていたとの報告を東京電力から受けております。県といたしましては、先月29日に、東京電力に対し、早急に仮設配管を本設化することや、パトロールの強化等、管理の徹底を申し入れたところであり、今後、東京電力の対応状況について、確認してまいります。

次に、土手の火災の原因につきましては、作業用のクレーン車がパーキングブレーキを解除しないまま走行したため過熱、破損した部品が落下し、枯れ草に引火したためとされており、対策として、東京電力は、構内の車両整備工場において、大型車両も整備可能とするなど、点検・整備の強化を図ることとしております。また、自衛消防隊員が防護服やマスクを装着する必要があることから、到着が26分後になったとの報告を受けております。

次に、作業車両の点検・整備につきましては、東京電力は、構内に設置した整備工場において、昨年6月から普通車の点検・整備を進めており、今年9月からは大型車両についても実施予定としておりますが、いまだ点検が行われていない車両もあることから、県といたしましては、東京電力に対して、全ての作業車両について、整備士による定期的な点検・整備を行うよう求めてまいります。

次に、申し入れ事項の点検につきましては、廃炉安全監視協議会が行った措置要求や申し入れへの対応状況について、東京電力からの日々の報告や現地駐在職員による現場での確認、協議会による立入調査などにより確認、点検を行い、対応が不十分なものについては、再度の申し入れを行うなど厳しく対応しているところであります。

次に、現地の体制につきましては、原子力規制事務所と廃炉・汚染水対策現地事務所において職員の増員を含め強化されてきておりますが、依然として汚染水のトラブルなどが発生していることから、先週行いました国への要望活動においても、知事から、改めて、国が前面に立って、現場を含めた監視体制を強化し、指導・監督を徹底するよう求めたところであります。

企画調整部長

復興事業につきましては、現在、国の策定作業が大詰めを迎えている来年度以降5年間の復興事業の在り方において、一部の公共事業等への地方負担導入などが検討されている一方、心のケア等の被災者支援や中小企業等グループ補助金などの産業復興は、復興特別会計で全額国庫負担とすることなどが示されております。個別具体的な予算については、国の来年度予算概算要求に向け、調整することとなりますが、引き続き、ソフト・ハード両面において、復興に必要な予算が十分確保されるよう全力で取り組んでま

います。

生活環境部長

中間貯蔵施設につきましては、地権者の理解が何よりも重要であることから、これまで国に対し、地権者への分かりやすい丁寧な説明と寄り添った対応、さらに体制の充実を求めてきており、今月12日にも、改めて要請したところであります。県といたしましては、引き続き、国に対し、地権者に寄り添った対応を強く求めてまいる考えであります。

次に、担当職員の増員につきましては、地権者への説明を着実に実施するため、国に対し、これまで繰り返し人員体制の充実を求めてきたところであり、国では本年四月から職員を約40名から約60名に増員し、現在も体制強化の取組を進めております。県といたしましては、引き続き、国に対し、関係省庁と連携した人員体制の更なる充実を強く求めてまいる考えであります。

原子力損害対策担当理事

商工業等に係る営業損害につきましては、事業の再建につながる賠償がなされるべきと考えており、今月7日に開催した原子力損害対策協議会の全体会議において、知事が、直接、東京電力に対し、損害が続く場合には、賠償が継続されることを確認したところであります。引き続き、事業者への的確な賠償が迅速になされるよう取り組んでまいります。

避難地域復興局長

避難指示の解除につきましては、住民が安全に、安心して暮らすことができる環境を作ることが何よりも大事であり、除染を始め、インフラや生活に密着したサービスの復旧等を進めていく必要があります。県、市町村、住民との丁寧な協議を始めとして、解除までに国が取り組むべき事項がしっかり実施されているか注視するとともに、県の新規事業の復興拠点推進事業などを活用し、市町村が取り組む復興拠点整備を支援するなど、県としても避難地域の早期の復興に力を尽くしてまいる考えであります。

次に、仮設・借上住宅の供与期間につきましては、市町村の復興状況等を踏まえ、国との協議を重ねてきた結果、全県一律で、更に1年延長し、平成29年3月までといたしました。原発事故により、避難指示区域以外から避難した方への平成29年4月以降の対応については、除染の進捗、食品の安全性の確保等、生活環境が整いつつある中、応急救助という災害救助法の基本的な考え方からこれ以上の延長は困難と判断し、災害救助法に基づく住宅の供与から、県による新たな支援策へと移行していくこととしたところであります。

五、介護問題について

保健福祉部長

特別養護老人ホームの入所希望者数につきましては、平成26年4月1日現在、実人員で12,516人、うち在宅の中重度の入所希望者数は、3,159人となっております。また、第六次福島県介護保険事業支援計画における整備計画の定員数につきましては、今年度から平成29年度までの3か年で1,228人となっております。

次に、入所希望者の待機解消につきましては、介護保険事業支援計画に基づき施設整備を進めるとともに、原発事故等により休止している施設についても、仮設施設の整備などにより早期の再開ができるよう、支援しているところであります。今後とも計画的な施設整備を支援し、在宅の入所希望者の待機解消に努めてまいります。

次に、低所得者などへの介護費用の軽減につきましては、施設入所者の居住費と食費について、標準的な費用と自己負担額の差額を保険給付の対象としているほか、施設入所者と居宅サービス利用者の自己負担の一部などを軽減する事業により支援を行っているところであり、今後もこれらの制度の活用促進に努めてまいります。

六、子育て支援・子どもの貧困対策について

商工労働部長

マタニティハラスメントの防止につきましては、女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業や管理職セミナー、女性リーダー養成研修などを通して、マタニティハラスメントに対する労働者の意識改革を進めるほか、安心して子どもを産み育てることができる次世代育成企業の認証を進めることにより、マタニティハラスメントのない職場環境づくりを促進してまいります。

次に、マタニティハラスメントの実態把握につきましては、県が実施する労働条件実態調査の中で、マタニティハラスメントに関する調査項目を追加するほか、県庁内に設置した中小企業労働相談所での相談業務を通じて、更なる実態の把握に努めてまいります。

こども未来局長

保育ニーズを満たすことにつきましては、認可保育所の整備による定員増や、認可外保育施設から認可保育所への移行促進、3歳未満児を少人数で預かる小規模保育の導入など、保育の供給体制の確保に向けた市町村の取組が円滑に進むよう、引き続き支援を行ってまいります。

次に、保育料の軽減につきましては、現在、県独自に認可外保育施設も含め、第三子以降の3歳未満児を対象に、保育料を軽減する措置を講じているところであり、引き続き保護者の経済的な負担が軽減されるよう、市町村を支援してまいります。

教育長

公立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により、学校給食の施設・設備及び運営に要する経費については、学校の設置者が負担し、それ以外の学校給食に要する経費については、保護者が負担することとされており、また、いわゆる要保護・準要保護及び被災児童生徒については、負担する給食費への支援が行われていることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

次に、高校生を対象とした給付型奨学金制度の創設につきましては、限られた財源を有効に活用し、より多くの生徒の修学を支援する上で、貸与型が適していることなどから、給付型の創設につきましては、困難であると考えております。

次に、震災特例採用奨学資金につきましては、東日本大震災により被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援することを目的としており、経済に関する要件を撤廃する制度の拡充は困難であると考えております。

次に、自主避難者に対する就学支援につきましては、今年度における国の被災児童生徒就学支援等事業交付金において、原子力発電所事故による災害を理由として、自らの判断で他の地域へ避難している児童生徒を対象にすることとされたところであり、この交付金制度について周知してまいります。

七、TPPについて

農林水産部長

TPPにつきましては、国に対して、衆参両院農林水産委員会における決議を踏まえて交渉するとともに、国民には十分な情報提供と明確な説明を行うよう、先般実施した提案・要望活動においても強く求めてまいりました。今後とも、県内関係団体の意向を踏まえ、全国知事会等と連携し、適切に対応してまいります。

八、米価下落対策について

農林水産部長

米価下落対策につきましては、昨年産の米価下落を受け、緊急に種子購入経費の助成等の対策を講じたところでありますが、米の再生産のためには、主食用米の需給バランスを図ることが最も重要であります。このため、飼料用米や園芸作物等への転換を積極的に推進するとともに、農家の収入減少の影響を緩和する経営所得安定対策等への加入を促進し、稲作農家の経営安定を図ってまいります。

九、イノシシ対策について

生活環境部長

イノシシの管理につきましては、今年3月に策定したイノシシ管理計画に基づき、関係機関が連携し、一体となって対策を進めていくことが重要であることから、野生鳥獣

被害対策庁内連絡会議等において、関係部局等との調整を図るとともに、地域ごとに市町村、猟友会など関係機関との連携を強化しながら、イノシシの積極的な管理を行ってまいります。

次に、イノシシの捕獲につきましては、管理計画において、今後5年間で安定生息数まで減少させることを目標に、年間1万8千頭程度の捕獲を行うこととしております。このため、これまで実施してきた市町村による有害捕獲や、狩猟者による狩猟捕獲の取組を引き続き推進するとともに、今年度からは、県による直接捕獲事業を新たに実施するなど、目標達成に向けて捕獲の強化に積極的に取り組んでまいります。

十、廃炉関連産業に関わる地元企業育成について

商工労働部長

県内企業の廃炉関連産業への参入につきましては、約130の企業等からなる廃炉・除染ロボット技術研究会による廃炉現場の視察や調達情報の提供、マッチング活動のほか、県内企業が開発した災害対応ロボットの廃炉現場への導入に向けた廃炉推進カンパニーとの意見交換会などを実施しているところであります。今後は、災害対応ロボットの研究開発に加え、ロボット要素技術開発を支援することにより地元企業の技術力向上を図るほか、廃炉関連事業者と地元企業による展示商談会などを通じて取引拡大を進め、被災地を含む県内企業の関連産業参入を積極的に支援してまいります。

再質問

宮川えみ子県議

知事に安保法制、戦争法についての再質問です。沖縄県糸満市の摩文仁の丘には福島県民の戦争犠牲者は軍人軍属だけですが66,304人の戦死者がまつられています。民間人も含め多くの犠牲者を出したのが70年前の戦争でした。25万人の自衛隊の若者が「殺し殺される」ことになる、自衛隊員のリスクは高くなると国会での論戦ではっきりしました。また地方自治体も空港、港湾の利用も含め（戦争体制に）組み込まれていくこととなります。県民の安全と安心に責任を持つ知事としては、その立場で国まかせでなくはっきり求めるべきでないかと思いますが、再度質問いたします。

もう一点知事に再質問いたします。福島復興指針に対する認識についてです。「国は適切に対応したもの」と言いますが、適切でしょうか。県民の声を十分に聞いてつくられたのでしょうか。6月7日の県がとりまとめた損対協での各構成員の発言や意見です。中小企業団体中央会では、営業損害・風評損害の賠償を2017年で打ち切らないでほしいとはっきり明記しています。旅館ホテル生活衛生同業組合では、浜・中・会津では状況は違うが、今後も原発処理作業の事故による風評再燃が懸念され「一括払いは受け入れられない」と言っております。病院も深刻で、再建に向けかけがえのないインフラの

一つだが、これを支えている医師会は損害に対し、「今後何十年と与え続けるであろう損害に対し、完全賠償を求める」と厳しい意見です。こうした声は、結局先が見えない、見通せない、事故が収束するどころか汚染水トラブルが続くということで、期限を示す賠償はひどいということです。このように、もっともオール福島の声を反映したのは206団体162人が参加した6月7日の損対協だと思えます。それからわずか5日後に政府が復興指針の改定版を出しました。国は県民の声を十分に聞いたのでしょうか、検討したのでしょうか。今回の福島復興指針改定は、避難解除の事実上の終期を示し、そして賠償も連動させ打ち切っていくものになる。このことは実態を見ないものである、というのがオール福島の声だと思えますが、その観点から知事の認識を再度伺いたいと思えます。

それから企画調整部長に電源構成案についての再質問です。福島県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」が抑制されていくと思えますが、この観点からも中止を求めるべきと思えますが再度伺います。

また、同じく企画調整部長に第二原発廃炉についての再質問です。国が提起している電源構成での原発比率は、40年超えの老朽原発を再稼働するか、新設するかしないか成り立ちません。ほとぼりが冷めたら福島第二原発を再稼働させるのではないかという可能性はあると思えます。第二原発を廃炉にしないと帰らない、帰れない。楡葉町民の声、いわき市から避難している住民の声です。今後2年間で帰還困難区域を除いて住民を帰還させることと矛盾していると思えますが、この観点から第二原発の廃炉を強く求めるべき、行動を起こすべきと思えますが再度質問いたします。

危機管理部長に再質問いたします。いまだにビニールホースを使っていて穴があいて汚染水を漏れさせた。火災を発生させたが消火に手間取った。東電の対応がなっておりません。汚染水が漏れ出すたびにどれほどの風評被害・実害を引き起こすのか、県と県民を苦しめるのかわかっていないと思えます。東電をしっかりと管理監督する国の役割が見えません。国は努力していると口では言っておりますが、体制はどうなっているのか、人数はどうなっているのか。ちゃんと東電を監督しきれているのか、この観点から再度質問いたします。

それから、同じく県の対応ですけれども、県がホースの問題で申し入れて、(東電が)全部交換すると言ってから2年も経っているんですよ。いったい県もどう対応してるんですか。点検は具体的にどの部署がどういうふうに行っているのか再度お尋ねいたします。

再答弁

知事

安全保障法制につきましては、わが国の防衛・安全保障政策にとって極めて重要な問題であります。このため、国会の場で慎重に、十分に議論されるべきであると考えてお

ります。

次に、福島復興指針における賠償の考え方につきましては、避難指示が解除できる環境が整うこと、今後2年間で確実に事業の再建を果たすことが大前提であり、それが成されなければ成り立たないことを原子力損害対策協議会の全体会で私から申し述べたところであります。また、損害がある場合については賠償を継続することも確認しており、引き続き被害の実態に見合った賠償がなされるよう求めてまいります。

危機管理部長

まず、国の監視の体制についてでございますが、現地の原子力規制事務所におきましては、平成25年4月に15名だった職員が現在は20名に増えてございます。また資源エネルギー庁の体制につきましては平成25年4月に現地事務所はございませんでしたが、現在は20名に増員になっております。こういったかたちで県から要望を申し上げて現地の監視の体制が増員をされてきておりますし、先ほど申し述べたように引き続きしっかりと監視するように申し入れてまいりたいと思います。

それから2点目でございますが、県の点検とその体制はどのようになっているのかということでございますが、現在県におきましても檜葉に県の駐在員を5名配置しております。日々現場に赴きまして監視をしております。特に先ほども申しましたように、申し入れをした以降の事項につきましては、それぞれ報告を受けるなり、現場で現地を確認するなりして確認をしているところでございます。

企画調整部長

再生可能エネルギー先駆けの地を目指す本県の立場から原子力発電の国の電源構成について反対をすべきではないかというご質問でございますけれども、東京電力福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえまして、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に国の責任において、国の電源構成については検討されるべきものと考えております。本県では原子力に依存しない社会づくりを復興の基本理念に掲げ、2040年頃までに県内で使う全エネルギー相当分以上を再生可能エネルギーにより生み出すという意欲的な目標掲げ引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、県民の帰還を促進する観点から、第二原発の廃炉を強く求めるべきではないかというご質問でございますけれども、事故から4年が経過したいまもなお11万人を超える方々が住みなれたふるさとを離れ、県内外に避難を余儀なくされ、根強い風評や子育てを行っている方々の不安など、原子力災害の影響は県内全域に及んでいるということでございまして、県内の原発全基廃炉は県民の強い思いであると捉えております。今後とも福島第二原発の廃炉につきましてあらゆる機会を捉えて国に強く求めてまいりたいと考えております。

再々質問

宮川えみ子県議

知事に再々質問ですが、期限を示されて終期を示されれば、国と東電の思惑ははっきりしていると思うんですね、東電は出したくないわけですよ。それに向かって行っちゃおうと思うんです。だからその点においては、損害があればというのが個別になってしまうし、(損対協全体会で) 申し上げたということなんだけど、私は期限を示すという見直し案が問題だと思うんですね。知事は「期限を示すときではないですよ」と。このことをはっきり国と東電に求めるべきではないかと思いますが再々質問をさせていただきます。

危機管理部長に再質問いたします。口では厳しく点検と言いますが、実際に仮設のビニールホースに穴が開いたというのは大問題になったわけですよ。誰もがまさかそういう状態で(ビニールホースが) 残ってると思わなかったのではないかと思うんです。新たに出てきた、例えば車が点検してなくてそこから火花が出て火事になったというのはそれはそれとして問題だと思うんですけど、新たな事例が出てきて問題になったというのとは違って、一回大問題になったことがいまだに直っていないということなんですよ。そういう点では、ホースについての問題だけについてどんなふうに点検をしたのか伺いたいと思います。私は全体的に汚染水問題が収まらないことが一体どれだけ大変なことかと思うんですね。知事が半纏を着てこの桃おいしいですよと言ったって、どれだけお金をかけてやったって、一回これが出たらどういう状態になっちゃうか、東電と国が認識してるのかなと思うんですね。人数は確かに若干は増やしたようですけども、(汚染水漏えいさせない) そういうことをちゃんとやれるような体制にしなくちゃだめだと思うんです。いろんな努力が無になっちゃうということを考えましてホースのことについて再質問をいたします。

企画調整部長に電源構成の問題についての再々質問なんですが、県としては再生エネルギーで頑張るんだということなので私も頑張りたいと思うんですけども、国がそういう立場に立たないとなかなか進んでいくのは大変だと思うんですね。だからやはりそういう問題については具体的に言わなくてはならないと思うんですけども、どうも弱いとか具体的ではないと思うんですね。そういうことについてどのようにこの電源構成問題について国と意見交換をしているのか、そしてそういう観点から中止を求めるという話し合いをしているのか、それを示してもらいたいと思います。

再々答弁

知事

国は、これからの2年間で除染、インフラの復旧、事業の再建などの加速化に取り組

む決意を示しており、それがしっかり実施されることが大前提であります。県といたしましては関係自治体や住民とともに国の取り組みを注視をし、広域自治体として実施すべきことを実施し、また国・東京電力に対し、適確な賠償への対応を含め、申し上げるべきことを申し上げてまいる考えでございます。

危機管理部長

汚染水等の水まわりのホースの件でございますが、先ほど答弁でも申し上げたとおり、基本的には仮設から恒久設備に移管をするということが基本でございます。しかし、原子炉建屋、それからタンク、それから水処理施設、この間の水を移送する必要がございます。その移送の期間に応じて恒久的にホースを設置する場合と、水の移送期間が短い場合にはどうしても仮設のホースを併用せざるをえないということでございます。その時期時期において恒久設備と仮設のホースを使い分けていくということでございますので、仮設のホースがすべてなくなるということは工事の性格上なかなか難しいと思います。私どもはその時々でしっかりとそのホースの管理。敷設をした場合の試験通水の問題とか、期間が長引いた場合のホースの点検について基本的には東京電力がしっかりと体制を組んで実施、ホースの管理をしていくということを監督・監視をしてまいりたいと考えております。

企画調整部長

国の電源構成に関する再々質問についてお答えします。国の電源構成につきましては、東京電力福島第一原発事故の教訓や反省を出発点として、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に国の責任において検討されるべきものと考えております。

先般行いました国への要望活動におきましても、福島第二原発を含む県内原発の全基廃炉及び本県の再生可能エネルギーの取り組みの支援について国に対して強く要請してきたところでございます。

以 上